

ちよつと待って!! それって詐欺かも?

運命の分かれ道は…?

①ハガキが届く

身に覚えがないので…

②電話する

②電話しない

安全

③「手続きに必要」などと言われて
個人情報を知られる

④「今日中に支払わないと裁判になる」
「後で返金するので一旦支払って」など
と言われてお金を要求される

⑤銀行振込やコンビニでギフトカードを
買って、記載されている番号を電話で
教えるよう指示される

詐欺

電話しないで!



総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(れ)467 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さへ、及び、動産、不動産物の差し押さへ等の法的措置がとられる可能性があります。誠に恐縮ですが、ご対応をお願いいたします。もしは当局にて受け取りましたので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通知となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年8月18日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関2丁目4番1号

取り下げ等のお問合せ窓口

受付時間 9:00～20:00(日、夜は除く)

- ハガキに記載されている問合せ先に電話すると、「今日中に支払わないと法的手続きに移行します」「お金は後で戻ってくるので一旦支払ってください」などと言葉巧みに言われ、騙されてしまいます。
- 身に覚えのない請求は連絡を取らないようにしましょう!

こんなハガキが届いたら・・・無視するか、消費生活センターへご連絡ください!!!

生駒市消費生活センター ☎0743-75-0550
(土・日・祝日を除く、午前9時～午後4時30分)

裏面へ続きます

特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金について

○対象

申請時に満65歳以上の高齢者が住む市内の世帯で、市税を滞納していない人

○補助対象機器

悪質な電話による詐欺を防ぐことを目的に製造され、自動応答録音機能がついた特殊詐欺対策機能付電話か、自動応答録音機能がついた外付けの機器。

補助対象機器は、1世帯につき1台とします。

○補助金額

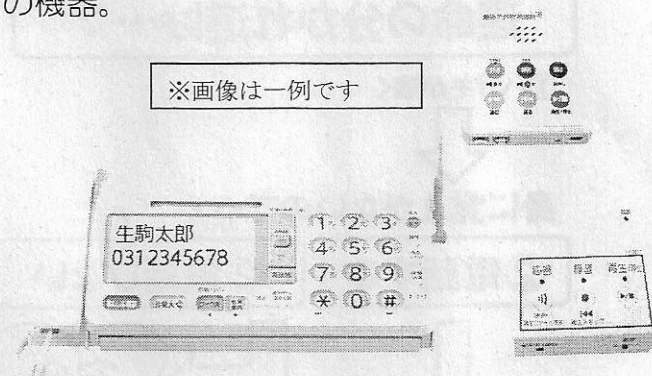
対象機器の購入費と設置費の合計額の1/2
(上限1万円。100円未満は切り捨て)

○募集件数

30件(申込み順)

○申込み方法

購入前に、消費生活センターと防災安全課で配布する申請書類に、購入予定機器の機能が記載されているカタログが取扱説明書、購入予定機器の金額がわかる書類(見積書など)を添えて、平成30年2月28日(水)までに消費生活センターか防災安全課の窓口に直接ご提出ください。



※画像は一例です

地域防犯活動支援事業補助金について

○対象

月に1回以上継続した防犯活動を実施する自治会

○補助金額

防犯カメラの購入及び取付工事に要する費用の合計額の1/2
(上限100万円。1,000円未満は切り捨て)

○募集件数

平成29年度 5件

○申し込み方法

生駒市地域防犯活動支援事業補助金交付申請書ほか必要書類を添えて防災安全課の窓口に直接ご提出ください。詳しくは防災安全課へお問い合わせください。

